

教育民生常任委員会 摘 録

1. 開催日 令和5年10月27日(金) 第1委員会室
2. 出席委員 五島誠委員長 前田智永副委員長 赤木忠徳 横路政之 藤木百合子
3. 欠席委員 宇江田豊彦
4. 事務局職員 横山和昭議会事務局議事調査係長 橋本和憲議会事務局主任主事
5. 説明員 岡本貢生活福祉部長 伊吹謙基保健医療課長 野木一伸高齢者福祉課長
中間貴也保健医療課医療予防係長
6. 傍聴者 4名(うち議員 谷口隆明 桂藤和夫 吉川遂也 坪田朋人)
7. 会議に付した事件
 - 1 医療体制の現状と課題について
 - 2 不登校について
 - 3 その他

午前10時0分 開 議

○五島誠委員長 ただいまより教育民生常任委員会を開会します。本日の会議において、写真撮影、傍聴、録音、録画を許可しています。本日の会議において、宇江田委員より欠席届が提出されています。本日の出席委員は5名です。直ちに会議を始めます。

1 医療体制の現状と課題について

○五島誠委員長 協議事項1点目、医療体制の現状と課題について、本日は、執行者の生活福祉部長以下、課長、係長に出席してもらっています。この委員会では、特に、医療体制の現状と課題、今、新聞報道等もありますが、無医地区のことであるとか、そうした過疎地域の医療体制について、まずは本市の現状をつかもうということでお越ししてもらっています。まず、冒頭で、本市の無医地区も含めた医療体制について、一旦、説明を受けます。課長。

○伊吹謙基保健医療課長 それでは、まず、本市の無医地区の状況について御説明します。本年、7月28日付けで、厚生労働省から令和4年度無医地区調査結果が公表されています。その公表に際し、本市には、23の無医地区があると公表されました。ちなみに、無医地区の主な条件は、おおむね半径4キロ以内に医療機関のない、50人以上が居住する地域となっています。無医地区ですが、地域別でいいますと、庄原地域が4地区、西城が7地区、東城が3地区、口和が2地区、高野が3地区、比和が4地区となっています。このことに対しての本市の取り組みといたしましては、まず、第1に、公設の診療所を設置し、医療体制を整備しています。公設の診療所でいいますと、高野、口和、総領地域に設置をしています。また、西城地域においては、西城市民病院を設置して医療体制を確保しています。加えて、本市では、移動診療車による巡回診療を行っており、西城市民病院が、比和、小鳥原、小奴可、内堀地域、庄原赤十字病院が帝釈地域で行っています。また、公的医療機関である庄原赤十字病院では、地域の中核病院として、救急医療を初めとした本市全域に係る医療体制をとっておられ

ます。無医地区に対する取り組みの現状は、こういった状況です。

○五島誠委員長　　ただいま、無医地区の状況について説明を受けました。これについて、委員の皆様から質疑がありましたら、挙手の上発言をお願いします。赤木委員。

○赤木忠徳委員　　半径4キロ以内に医者がないという定義があるのですが、どの地区が無医地区だと地図上で示したのがありますか。

○五島誠委員長　　課長。

○伊吹讓基保健医療課長　　これは国が公表するもので、市が公表するものではないのですが、公表の仕方としては、地区、地域のくくりです。それを調べるのは各市町で、どの地域かは、地図をもとにいろいろと調べます。公表されるものは、それだけです。

○五島誠委員長　　赤木委員。

○赤木忠徳委員　　なぜそういうことを言うかといいますと、当然、無医地区に対し、道路がありますよね。道路をどう通って病院に通うか。対策をしていくためには、地図上での計画が必要になってくると思います。市として、将来的に、無医地区で皆さんに安心、安全な医療体制をどう提供していくかを計画するために必要だと思います。私は、それができていないということではいけないと思います。我々としても、そういう資料がほしいのです。

○五島誠委員長　　課長。

○伊吹讓基保健医療課長　　先ほど言ったように、無医地区の、一般的な、全国で同様の基準があります。ただ、これは、主な基準と言いましたように、例えば、交通網がしっかりと発達しているところはその地域から除外されるなど、いろいろな要件があります。ですから、例えば、都市部などで、距離が離れていてもそこに行く交通網が発達しているところは無医地区ではないなど、いろいろと要件があります。わかりやすい主な要件が4キロ以内に50人以上なので、その地域の人数が減っていくと、逆に無医地区ではなくなります。今回も、そういう地域があります。これが、準無医地区です。ですから、無医地区数だけを捉えて地域医療数がふえた、減ったというのも、1つの目安ではありますが、実態を踏まえながら取り組んでいく必要があります。市としては、その中の1つとして、先ほど紹介した、公設の診療所の運営や巡回診療といった取り組みで医療体制の確保を行っています。

○五島誠委員長　　赤木委員。

○赤木忠徳委員　　日本では、北海道が一番で、その次が広島県。広島県の中で、庄原市が半数以上を占めています。医療関係をスムーズに、地域の人に対し、安心安全を示すためには、この病院がどこを受け持つと。西城市民病院でいえば、今、比和、小鳥原、小奴可という形で網羅していますよね。残りの地域への対策、どのように対応するかは、計画をされているのですか。

○五島誠委員長　　課長。

○伊吹讓基保健医療課長　　地域の医師会や医療機関と各市町で巡回診療の協議会をつくっています。そこでどこに行けばいいかを協議した上で、地域を決めて行かせてもらっています。特に、西城市民病院については、もともと診療所があったところで、診療所がなくなったところに行くという方針で巡回診療を行っています。無医地区という位置づけにはなっていますが、基本的に、車を運転される方は通院等をされています。そういった実態の中で、市として、今後も、公設の診療所や巡回診療で医療の確保に取り組んでいく考えです。

○五島誠委員長　　他にありますか。赤木委員。

○赤木忠徳委員　　しつこく言っているのはなぜかという、今後、移住を進めるに当たって、この地域は無医地区だというレッテルを張られると、本当にそこへ行っていいのかという意識が出てきて、移住を進められなくなります。私は、今後、この地区は何分で病院に行けますという形の、安心な、地図上に移したものが必要だと思います。これは、保健医療課だけではなく、市全体として対策を打っていくために、そういうものが必要だという思いで言っています。今後、そういう方向性を出してもらいたいという願いです。

○五島誠委員長　　部長。

○岡本貢生活福祉部長　　御意見をありがとうございます。委員が言われるように、医療だけではなく、地域包括ケアを進めていく。地域包括ケアで、住みなれた地域で、みずからの意思に基づいて、できるだけ住み続けたいというのを支えるためには、いろいろな要素があります。その1つとして、医療がありますし、介護サービスもあります。さらには、通院、買い物等への交通アクセスの問題があります。これらについて、地域包括ケアを進めるためにどういう形が必要かは常時考えていますし、仮に医療機関がなくなったとしても、違う手段で医療を届ける、不安を解消することに努めていきたいと思えます。特に、交通アクセスの問題については、地域別の交通計画の中で整理をしていますので、各課単独ではなく、部内で連携をとりながら検討をしてみたいと考えています。

○五島誠委員長　　他にありますか。横路委員。

○横路政之委員　　今、庄原市で立地適正化計画が動き出していて、大体のものは、庄原、東城、西城に集約して行って、そこに来てもらう。今は、医療がない地域、無医地区からその3地域に行って診療を受けていますよね。来てもらって医療を受けてもらうという流れ。巡回診療などをして来られない人をカバーするのもいいと思うのですが、逆バージョンですよ。例えば、今回、こぶしの里の問題で、経営者が変わるという話をお聞きしました。あとで話があると思いますが、そこで治療を受けていた方を町内ではカバーできないことが発生すると想定されます。そういった場合は、どうしても、中核の庄原赤十字病院などに来てもらう手段もとっていかないといけないと思えます。そういったところで、立地適正化計画の交通網に関して、部として、市民生活課もあるので、そういったところが今から本当に重要になってくるのではないかと思います。だから、先ほど赤木委員が言われたように、仮に、周辺部に来て、交通網が万全なので医療が受けられる、という安心感があれば、大丈夫なのだ、ということにつながってきます。これは非常に重要なことだと思います。そこら辺の考え方は、すぐにはできないことはわかっていますが、何となく、そういった交通網はある程度整備していきますという文言だけなので。中身に入ると、バスをどうするのか、タクシーの運転手なども、だんだんと少なくなってくると思えます。そういった課題が非常に山積している中で、どのように思われているのかを聞かせてください。

○五島誠委員長　　部長。

○岡本貢生活福祉部長　　非常に大きな課題と捉えています。先日、市政懇談会で市長と回らせてもらって、その中で、先ほども触れられた、この前新聞報道もあった立地適正化計画の考え方について、市長みずから市民の方々に説明をしました。このことについては、10年先、またその先を見越し、早くからそういう視点も持つ必要があるということで、市内に3つの都市計画区域がありますが、今後、将来的に、長い目で見たときに、例えば、家を建て替える、新しい住居を構えるときには、都市計画区域等に誘導するという大きな考え方、これは、強制するものではありません。しかし、先ほども述べ

ました地域包括ケアの考え方とやや相反するところがあります。なぜこの立地適正化計画の考え方が必要かは、全国的な人口減少、特に本市は、他の地域に先んじて人口減少が進んでいる状況があり、特に、今言われている医療資源としての人材、それから、交通を動かす人材、介護人材、これらについて、将来的に不足する可能性が大いにあります。そういったときに、限られた人材を効率よく、最大限、有効に、活用といいますか、機能をさせるために、立地適正化計画の考えも必要です。さらには、交通の面でいいますと、地域別の実施計画を定め、それぞれの平均乗車人数や経常収支比率をもとに、見直すべき路線をピックアップして、できる限り空のものを走らせない、より使いやすく、効率よく、見直しをしながら、限られた人材で、事業者の機能を上手に使っていくということで、それぞれ、各自治振興区や地域の皆さん、それから、事業者の皆さんと、路線ごとに整理をしながら進めています。ですから、根幹には、そういった、さまざまな分野での人材の不足が、将来、非常に厳しくなるという念頭のもとに、立地適正化計画の考え方も持ちながら、片や、地域包括ケアという部分も守っていくという考え方のもとに、それぞれ対応をしています。バス等については、現在、地域交通課という交通の単独の課が設置されていますので、この計画に基づき、各事業者とも丁寧に話をしているところです。

○五島誠委員長 横路委員。

○横路政之委員 これ以上言うのは難しいとは思いますが、地域包括ケアそのものの考え方が、立地適正化計画と、相反すると言ってはいけないのですが、地域包括ケアは、どこに住んでいても安心して暮らせる社会、立地適正化計画は、とにかく来てくださいという、相反する流れなので、地域包括ケアの定義は、全国的な定義はいいとして、地域に合ったバージョンにしていかなないと厳しいのかな、という思いは持っています。

○五島誠委員長 部長。

○岡本貢生活福祉部長 地域包括ケアの、住みなれた地域、この、地域の概念は、今までであれば、この谷間の集落、この地域が私の住みたい地域だ、というのもあったと思いますが、地域という概念を少し広げながら、集落におられる方であれば、例えば、西城地域の中で、利便性の高いところで、顔見知りの人たちが近くにいる中で暮らしていこうとか、そういう、地域という考え方も少しずつ変化をさせながら、対応をしていかなければならないと思います。

○五島誠委員長 他にありますか。よろしいですか。それでは、先ほど横路委員が少し触れられましたが、先般の、こぶしの里、東城地域の医療、介護福祉を支えてくださっている企業が撤退をするという話が入ってまいりましたので、そうしたことについて、執行者としてつかんでいる情報をぜひ報告してください。部長、お願いします。

○岡本貢生活福祉部長 医療体制に関連して、私から、介護老人保健施設こぶしの里及びこぶしの里クリニックの現状と今後の対応について報告します。東城町川東にある両施設は、広島市を本部とする医療法人社団光仁会が運営する医療と介護の複合施設で、老人保健施設としては、67名の入所定員の介護老人保健施設に加えて、通所リハビリテーション、訪問リハビリテーションなどの介護保険サービスの提供を行っておられます。また、こぶしの里クリニックは、内科、泌尿器科、整形外科、リハビリテーション科を標榜する診療所となっています。両施設は、いずれも、平成12年に開設した施設であり、合併前の旧東城町において、町が誘致し整備に至ったもので、医療施設側の入院病床の整備や閉鎖の変遷もありましたが、市と法人との土地の貸借契約に基づき、これまで約23年間にわたり運

営を続けていられています。先般、光仁会から、介護老人保健施設こぶしの里については令和6年3月末、こぶしの里クリニックについては令和6年1月末をめどに、経営から撤退をする旨の報告がありました。今後、老人保健施設については、新たに設立される社会福祉法人に経営等を移譲する予定で手続が進められており、入所されている方も含め、現在提供されている介護サービスが引き続き提供されると考えています。一方、クリニックについては、閉鎖を予定されていて、地域の医療体制に影響が生じることとなりますが、現在の外来患者の方々が、他の病院等へ適切に引き継がれ、必要な医療を受けられるよう、光仁会と連携し、対応を図ってまいりたいと考えています。説明は以上です。

○五島誠委員長　それでは、この件について質疑を受け付けます、ただ、この件は、現在も法人のほうで住民説明会をされている状況であり、新法人設立に向けての動きも、まだ、完全にできているわけではありません。要は、正しい情報を正しくつかむということが本委員会の趣旨です。そうした趣旨を御理解してもらった上で質疑をしてもらえればと思います。赤木委員。

○赤木忠徳委員　先ほど、議員控室で地元議員と話をしたのですが、一番大きな問題は、クリニックが閉院すること、現在、透析をされている方がかなりおられるということです。現在、東城地域では東城病院しか透析できない。それも、限られている設備です。透析をされている方は、この地域で考えられるのは、東城病院か庄原赤十字病院しかないのです。どのように対応していくかは、命にかかわることなので、これは、市としても早めに対策、対応をしないと、個人でどこに行ってください、ということにはならないと思います。その対策が必要だと思います。それに対して、急なことなので大変難しいとは思いますが、これは命にかかわることですので、そのあたりを、決定をされていなくても、どういう方向性を持っているかをお話してもらえればありがたいです。

○五島誠委員長　課長。

○伊吹謙基保健医療課長　市に報告をしてもらっている部分では、透析患者を含め、通院をしておられる方について、まずは、地元の医療機関に対し、光仁会から、要請といたしますか、お願いをして回られて、調整をされていると伺っています。また、市としても、現在、医師会に、医師会全体で協力体制をとってもらいたいというお願いをしています。

○五島誠委員長　赤木委員。

○赤木忠徳委員　診察等はクリニックで対応できるだろうと推測できますが、透析の場合は、3日に1回とか、そういう形で必要です。だから、透析を受けている方が何名か、20名おられたら、その方は必ずどこかで透析を受けないといけないわけです。その体制がとれるかどうかが一番心配なのです。普通の診察は、地元のクリニックでも、医院でもできると思いますが、透析だけは機械がないとできない。その機械も高額ですし、簡単に動かすわけにはいかない。そのあたりの対応を地元の方は心配されていると思います。そこはどうなのですか。

○五島誠委員長　部長。

○岡本貢生活福祉部長　光仁会から報告を受けている状況でいいますと、現在こぶしの里クリニックで透析を受けておられる患者は、居住地が東城町の方、西城町の方、神石高原町の方、哲西町の方がおられると聞いています。年度当初に、11名いると聞いています。この方々について、個別の希望等を聞きながら、今後の受け入れについて相談を受けているとのこと。それから、市内の医療機関でいいますと、東城病院と庄原赤十字病院については、新たな設備投資を行わなくても、曜日等の関係で受け入れが可能だということを確認しています。さらには、近隣の新見市にあります新見クリニッ

ク、それから、福山市の医療機関についても希望される方の受け入れが可能ということで、今後、それぞれの個別の希望、事情をお伺いしながら調整を図られるということを確認しています。

○五島誠委員長 他にありますか。横路委員。

○横路政之委員 こういうときの市の立ち位置ですよね。当然、困る人が出てきます。例えば、病院に相談をされて、それでも解決できない場合に、市の立ち位置として、どこまで面倒を見てあげられるか。例えば、透析の場合は、周辺の病院で受け入れ可能だということでもいいと思います。これが、もし仮に、1人の方が、どこにも行くところがなくなって、移動するのも困るといふときに、市として、どこまで責任を持てるのかなど。これに限らず、最終的に、本人が相談するところは今の病院しかないわけです。解決するまでかかわって行く立ち位置にあるのか、限界があるのか、どうなのですか。

○五島誠委員長 部長。

○岡本貢生活福祉部長 光仁会とも話をしていますが、第一義的には、光仁会が責任を持って対応をする、外来の方についても、全て、紹介状で、各先を確認して、新たな医療機関へつないでいく。透析患者についても、先ほど言ったとおりです。その中で、病院での対応が難しいとか、圏域的に調整が必要なときには、市や県が相談に乗り、市や県からの総合的な調整が必要な事案がありましたら、その内容によってではありますが、お話を伺ってまいりたいと思います。

○五島誠委員長 他にありますか。横路委員。

○横路政之委員 場合によっては、福山などへ行かないといけなくなったと。そうすると、交通費など、とてもではないけれども無理だということもあるかもしれない。よそへ行くということになると、そのあたりだと思います。今の制度では交通費は無理ですと投げってしまうのか、何とかしてあげるような方策がとれるのか。ケースが出てこないとわからないとは思いますが、そういった場合も想定しておいたほうがいいのではないかと思います。

○五島誠委員長 部長。

○岡本貢生活福祉部長 想定の話になるので、なかなか個別のお答えにはならないかもしれませんが、基本的には、現行制度の中で対応できる部分は御案内をすることになりますし、その中で対応ができないということになれば、市の施策だけではなく、どういう対応が図れるか、お話を伺っていくことになるかと思えます。

○五島誠委員長 横路委員。

○横路政之委員 対応をお願いします。

○五島誠委員長 他にありますか。赤木委員。

○赤木忠徳委員 透析患者のことですが、当然、受けた後はぐったりされるので、車は運転できないはずで。その対応として、送り迎えの制度があります。庄原市ではどのような対応をされているのですか。患者の、送り迎えの制度がありますか。

○五島誠委員長 課長。

○伊吹讓基保健医療課長 送迎については、現在、光仁会で独自の対応をされていると聞いています。既存の、といいますと、タクシー券という形になるかと思えます。

○五島誠委員長 他にありますか。副委員長。

○前田智永副委員長 まず、この問題について、一番不安なのは患者だと思うので、対応をしていくしかないと思います。対応をする体制としては、現行の光仁会が対応するしかないと思いますが、早く

新法人会に引き継いでもらわないと、今後どうなるのかという話ができないのではないかと思います。
そのあたりは、市がかかわっていくことがあるのですか。

○五島誠委員長 部長。

○岡本貢生活福祉部長 それは、介護サービスの関係ですか。

○前田智永副委員長 現在は光仁会がされています。次に、新しく法人が設立されると思います。昨日、こぶしの里でも説明会がありましたが、新しくなれるであろう、まだ設立に至っていない会社の方が来られて説明をされていました。そのことも含めて、市は御存じなのかなど。新しく設立される会社の状態といえますか、いつごろ設立されて、どのようにかかわっていくか、市として、何かあるのかなと思って伺いをしました。

○五島誠委員長 部長。

○岡本貢生活福祉部長 当然、今後の予定を述べられた際に、先ほど話が出ていた代表発起人の方とお話をしていますし、光仁会の方も同席をされて、今後のスケジュール等の共有もしています。

○五島誠委員長 確認ですが、引き継がれる新法人ができるということですね。その新法人に引き継ぐというのは誰が決めるのか、要は、そこに市が関与する余地があるのかどうか。そこを改めて整理しておきたいので、教えてもらえますか。部長。

○岡本貢生活福祉部長 冒頭で言ったとおり、こぶしの里が市の土地の上に立っており、介護老人保健施設、医療施設を整備するという目的で、現在、光仁会と貸借契約を結んでいます。その契約の中には、光仁会が、市の承認なしに事業を他に譲渡してはならない、建物を譲渡してはならないというのがありますので、当然、市は、その事業譲渡について関与をすることになりますし、市の知らないところで事業譲渡等が行われることは考えられません。今後は、現在の契約に基づいて、必要な手続の整理をして、さらに、新しい社会福祉法人が整理された折には、新しい社会福祉法人と、新たな契約を締結することになります。

○五島誠委員長 横路委員。

○横路政之委員 要するに、市が許可しないと新法人は立ち上がらないということですね。そうではないのですか。

○五島誠委員長 部長。

○岡本貢生活福祉部長 社会福祉法人の設立については、書類を整えられて、必要な手続をとられれば立ち上げができますが、現在の建物を使って、市の土地の上で事業をすることになると、市の意思決定等が入ってくるようになります。

○五島誠委員長 横路委員。

○横路政之委員 当然、今の施設を使われると思います。別のところに新しいものを、ということはないと思います。そうすると、市が許可をして、使ってもいいということになって、今度は、新たな問題が発生したときに、市がこの新しい会社を認めたのでしょうか。責任がとれるのか。そこら辺の決まりはどうなっているのか。

○五島誠委員長 藤木委員。

○藤木百合子委員 今の問題に関連して。介護老人保健施設と聞いています。介護老人保健施設の継続がいいのかもあると思いますが、同じ事業であれば、市は、そのまま土地を使っていいという形にするのか。介護老人保健施設の経営自体がどうなのかなどと思いますが、市は経営にはあまり関係

していないのですか。

○五島誠委員長 部長。

○岡本貢生活福祉部長 横路委員の質問は保留をさせてもらって、先に藤木委員の質問ですが、設立、整備の経過で、平成12年に両施設が整備されましたが、その前提として、平成11年に、現在の法人与覚書や契約書を交わす中で、東城地域に介護老人保健施設と医療施設が必要ということで、これを整備することを条件に土地を貸しています。現在も、介護老人保健施設が必要な状況は変わっておらず、現在も利用をされている、入所をされている方がおられるということで、ニーズに対応し、継続する形で、新たな法人に経営等を移譲することに至ったものです。

○五島誠委員長 よろしいですか。赤木委員。

○赤木忠徳委員 関連して。介護老人保健施設の認可は広島県ですよね。当然、県も、その地域に対して介護老人保健施設が必要であるかどうかを判断して認可をするのだと思います。施設を利用するに当たって、庄原市の土地ということで、土地を利用することに対して、市との契約が必要であるというところまではわかりました。ただ、問題は、当初、22年前からの土地の問題で、東城町が庄原市になってからも、我々議会が動いたこともあります。最終的には、東城町に総合病院を、入院施設のあつ施設をつくるがために、東城町がその土地を無償で貸し出したにもかかわらず、今回は、クリニックがなくなって、単純に、介護老人保健施設だけで成り立つ形にするわけです。市が無償で貸し付けることが本当にいいのかという問題も絡んでくるのですが、そのあたりは、県が介護老人保健施設として認可すれば、市も同じように認可をすることになるのですか。高齢者福祉課長。

○野木一伸高齢者福祉課長 まず、今回の社会福祉法人の設立の認可については、権限移譲により、庄原市が行うこととなっています。それから、老人保健施設の認可については、先ほど言われたように、広島県が行うこととなっています。

○五島誠委員長 部長。

○岡本貢生活福祉部長 先ほど、総合病院の整備、構想の話がありました。当時も、いろいろと新聞報道等がされています。総合病院をつくるというのは、これは、当初から、総合病院だけではなく、総合病院と介護老人保健施設の複合施設をつくる計画でした。これを履行してもらうことを条件として無償貸与がスタートしています。今後、クリニックが閉院されることにはなりますが、当初、介護老人保健施設も必要ということで求めたものです。その両方がそろわないということではなく、必要な機能についても維持をするということになれば、市の土地を使ってもらうことに該当すると考えています。先ほど、無償という話が出ていましたが、医療部分について、当初の計画どおりになっていないところもあるため、現在は有償となっています。

○五島誠委員長 横路委員。

○横路政之委員 市のスタンスとすれば、市の土地を無償で貸すのか、今は有償になっているところもあります。それをそのままにするかどうかの決定権だけなのですか。

○五島誠委員長 部長。

○岡本貢生活福祉部長 そうなると思います。先ほどの、新たな法人への経営移譲について、土地の所有者である市の承認、使用を認めるときの関与と、先ほどの、土地の契約での関与になるかと思えます。ですから、経営の中身といったことについて、市が関与することは、これまでもありませんし、今後もないと考えています。

- 五島誠委員長 横路委員。
- 横路政之委員 もうクリニックはしないのだから、土地を無償から変更するとか、そういうところまでは口は出せないのか。
- 五島誠委員長 今は有償です。副委員長。
- 前田智永副委員長 有償ではあるのですが、確か、今、他の施設と比較して少し下げられていると伺いました。そういったところも、もう他の施設とあわせて上げていくのか、閉院して新しく引き継いでもらうのだから、そのあたりを考慮するのか、そのあたりの考え方はあるのですか。
- 五島誠委員長 部長。
- 岡本貢生活福祉部長 その点については、今、内部協議中で、市の考えをもとに、今後、新たに設立する法人と協議をしていくこととなります。現在は、まだ、途中段階です。
- 五島誠委員長 よろしいですか。それでは、こぶしの里の件についてはこの程度にして、医療体制の現状と課題について、委員の皆さんから、まだもう少し聞いてみたいことがありましたらお願いいたします。横路委員。
- 横路政之委員 庄原赤十字病院と西城病院が巡回診療をされていますよね。住民サービスというか、もう少しふやせとか、これが限界だとか、そういったところはどうか。
- 五島誠委員長 課長。
- 伊吹讓基保健医療課長 先ほど言ったように、こういった対応については、まず各地域に診療所を設置して体制を整備しています。それと、無医地区に対する巡回診療は、庄原市だけで行っているのではなく、三次市、庄原市、神石高原町、府中市で移動診療車を共有して使う協議会を設置しています。今は庄原市が使っている割合が多いです。現状については、先ほど言ったように、西城地域については、診療所があったところで、診療所がなくなったところに行っています。また、今後については、西城市民病院や庄原赤十字病院の体制にもよります。こういったところで、こういった巡回診療を行うかは、西城市民病院や庄原赤十字病院を含めた協議会の中で協議をして整理をする仕組みになっています。
- 五島誠委員長 他にありますか。藤木委員。
- 藤木百合子委員 ドクターヘリの降りるところですよ。私はよく認識していないのですが、公表されているのでしょうか、何カ所くらいあるのですか。
- 五島誠委員長 課長。
- 伊吹讓基保健医療課長 今、手持ちにはありませんので、正確には難しいのですが、工業団地のヘリポートであったり、西城市民病院近くのグラウンドであったり、数カ所あります。結局、ドクターヘリといたしますか、ヘリポートでの救急搬送のところで、救急医療に対応する消防署や県などと連携をしながら決められています。
- 五島誠委員長 藤木委員。
- 藤木百合子委員 ドクターヘリが来るというのをよく聞くので、各地域の主要なところへきちんと整備されていれば、その需要に応えられるのかなと思ったので聞きました。答弁はいいです。
- 五島誠委員長 他にありますか。よろしいですか。本日はこの程度にとどめたいと思います。執行者は御退席ください。退席の間、暫時休憩といたします。

午前10時54分 休 憩

午前10時55分 再 開

2 不登校について

- 五島誠委員長 休憩前に引き続いて会議を再開いたします。続いて、協議事項2点目、不登校について、不登校特例校の行政視察等について事務局と協議し、いろいろと調査等を依頼しました。その件について、事務局から報告を求めます。
- 橋本和憲議会事務局議事調査係 前回の会議で、東京都の不登校特例校を視察してはどうかというお話があり、ホームページ等を見ていろいろと確認をしながら、第何週の第何曜日など、視察の細かな指定がない学校を調べました。小中一貫校がいいとのことで、モアノートに資料を載せていますが、前回話が出た八王子市立高尾山学園に問い合わせをしたところ、全国的なことだと思いますが、国の方針で不登校特例校を全国に設置するという通達が県の教育委員会にあり、それ以降視察の申し込みが急激にふえたため、受け入れを一旦中止して、学校が設定をした説明会という形で、複数団体で、まとめて開催しているとのことです。次回は、来年、1月19日、10時から2時間程度です。ただし、4名までの参加制限とのことで、この委員会で行くのは難しいかと思います。全国的にも、同じような状況で受け入れが殺到して難しいと思います。近隣のところも見たのですが、夜間学校など、少し特殊な学校でした。方法としては、前回、前々回とお話のあった宮城県や、例えば、広島県教育委員会を、来年、年度が変わるまでの早い段階で調整をして視察することはできるかと思います。
- 五島誠委員長 今、事務局に報告をさせました。そうした状況で、どちらの施設も、11月の視察は難しいとのことです。当委員会の行政視察については、年が明けて、1月、2月になる可能性もありますが、3月定例会までにしたいと思います。また、その際の第1候補は、最初に出た宮城県とします。日程等の調整については、先方の予定もありますし、委員それぞれの予定もありますので、調整をしながら、委員長、副委員長、事務局に一任ください。よろしく願います。1月中が望ましいので、そのようにします。赤木委員、何かありますか。
- 赤木忠徳委員 視察に行く前に、地元の状況、特に、広島県教育委員会の現状も知った上で行ったほうが勉強になるので、一度、広島県の教育委員会へ、不登校の問題に特化して行ったらどうかと思うのですが、どうですか。
- 五島誠委員長 今、赤木委員より、広島県教育委員会に不登校への対応の状況を伺ってはどうかという提案がありました。これについても、先方との協議が要るので、広島県教育委員会と話をします。横路委員。
- 横路政之委員 カウンセラーなどの具体的な事例等々も、話せる範囲で、庄原市の状況を知る必要もあるのではないかと。そういう知識がないと、学校に行っても、頭に入っていないのではないかと。
- 五島誠委員長 そうした、市内の実態、状況をよりつかむためにも、例えば、学校にカウンセリングで入られる方を、参考人招致という形で、この委員会にお招きしてお話を聞かせてもらうことは、やぶさかではありませんので、これについても、調整をして、次回、次々回の委員会で、そうしたことができるかどうか、話をします。赤木委員。

○赤木忠徳委員 教育委員会を通して、ということですよ。

○五島誠委員長 もちろんです。この件について、他にありますか。よろしいですか。それでは、協議事項2点目については、この程度にとどめます。

3 その他

○五島誠委員長 協議事項3点目、その他の項について、事務局から何かありますか。

○橋本和憲議事事務局議事調査係 特にありません。

○五島誠委員長 委員の皆さんから何かありますか。よろしいですか。そうしましたら、ここで次回の委員会を決定しておきたいと思います。今回は、11月9日、午前10時からの開催とします。その際の議題ですが、本日は、医療体制のこと、こぶしの里のことについて、市からレクチャーを受けました。また、不登校についての視察の前段として、本市、あるいは、広島県の状況を聞いたり、内部で調査できることがまだあるとの意見がありました。そうしたことを含め、まず、不登校についてが1点。それから、11月になると、市民と語る会で、委員の皆さんもいろいろと行かれると思います。その際、地域テーマの中に公共交通の部分がありました。そちらについては、資料をモアノートに入れています。本委員会として、特に、担当の生活交通課ができて、決算審査以外ではまだレクチャーを受けていません。そうした意見交換の場も視野に入れ、改めて、執行者とも少し協議をして11月9日に臨みたいと思っていますので、皆さんにお知らせをしておきます。以上で、教育民生常任委員会を閉じます。

午前11時4分 散 会

庄原市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

教育民生常任委員会

委員長